

広報動画制作業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務の名称

広報動画制作業務委託

2. 業務の目的

本市では、市の取り組みや施策について、広報紙やホームページなどの各種媒体を用いて計画的な情報発信に努めているところであるが、スマートフォンの普及やデジタル化が進み、市民の情報収集の手段としてSNS、サイネージ等が利用されるようになり、動画に触れる機会が多くなっている。本事業により、市長や市職員が出演し、対談形式などで市の施策・事業について解説する動画を作成する。伝わりやすさ、見やすさ等を向上させた効果的な動画を作成し広報活動に利用することで、市民へ分かりやすく市政情報を発信し、施策・制度の理解や利用につなげることを目的とする。

3. 業務内容

SNS等で発信を行うため、月数本ずつ、年間30本程度の動画を制作する。また、動画制作にかかる打ち合わせ、シナリオ作成、ロケハン、撮影、編集、字幕制作、映像チェックなど、動画制作にかかる一切の業務を行う。

(1) 企画提案

契約後速やかに、年間の制作スケジュール及び動画の制作方針を受託者が提案する。また、動画の制作にあたっては、各動画の企画および構成案などを受託者が作成する。シナリオについては、企画・構成案確定後、撮影の1週間前までに制作すること。なお、必要に応じて、打ち合わせを随時行うものとする。

(2) 取材・動画制作

収録に際しては、出演者は、原則、市の職員とするが、企画内容に合わせて、必要な演者や小物等を受託者が用意すること。また、内容に応じて、映像資料、BGM、ナレーションや字幕などを加え視聴者が飽きることなく視聴できるよう工夫を凝らすこと。なお、映像に映り込んだ不要物や一般市民などは、SNSで発信することを前提に、映像処理を行うこと。受託者は、成果品の納入までに、市による動画の内容チェックを受けること。

4. 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

5. 見積限度額

【提案上限額】2,750,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

6. 広報動画制作業務委託プロポーザル審査委員会

プロポーザルの実施には、選定過程等に公正性、透明性及び客観性が求められることから、広報動画制作業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会は、実施要領等の確認に関する事、業者選定に関する事、企画提案書等の審査及び候補者の決定に関する事、その他必要な事項について所掌する。

7. 参加資格要件

(1) 四日市市入札参加資格者名簿に登録または登録予定であること。なお、登録業種は「広告代理・企画」とする。〔未登録または、登録業種が異なる場合は、プロポーザル審査実施時までに、市が指定する書類を提出するとともに、三重県市町総合事務組合 (<http://shichosogomie.jp/buppin.html>) で、登録手続を済ませること〕

(2) 実施要領の公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 21 年 6 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 映像制作に携わった実績を有していること。

8. 候補者の決定方法

公募型プロポーザル方式

9. 質疑・回答

質問は、質問事項書（様式 10）にて電子メールまたは FAX により提出期限までに提出すること。提出された質問および回答については、原則、市ホームページで公表する。

【受付期限】令和 7 年 5 月 9 日（金）

10. 参加申し込み・資格審査

参加意向申出書（様式 1）を持参または郵便により提出すること。

【提出期限】令和 7 年 5 月 1 日（木）（16:00 必着）

参加資格審査結果は、各応募者へ参加資格審査結果通知書（様式 4）にて郵送または電子メールにより通知する。

11. 企画提案書の提出

提案書（様式 3 及び様式 5～9）は「企画提案書作成要領」を参照の上、一括して持参または郵送により、8 部（正副の区別なし）提出する。分割提出は認めない。

【提出期限】令和 7 年 5 月 19 日（月）（16:00 必着）

1 2. 書類提出方法

参加意向申出書（様式 1）、提案書（様式 3 及び様式 5～9）を、持参または郵便で、
〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号
四日市市役所 8 階 政策推進部広報マーケティング課へ。

1 3. 審査方法

各事業者から提出された企画提案書、20 分のプレゼンテーション、20 分の質疑応答を踏まえて、審査員が採点を行う。各審査員の審査に基づく採点の合計点により、提案者の中から 1 位の者を決定する。

なお、企画提案書を提出した事業者が多数だった場合は、事務局（四日市市広報マーケティング課）にて企画提案書の内容をもって書類審査を行い、5 者程度を審査委員会で審査する。

【審査日（委員会）】令和 7 年 5 月 30 日（金）

※詳細は、別紙「審査要領」参照。

1 4. 審査結果

候補者決定後、審査委員会に参加した各応募者へプロポーザル審査結果通知書（様式 4）にて電子メールにより通知する。

- 通知相手先の順位と総合点数、各審査項目の点数
- 候補者の名称と総合点数

1 5. 日程（予定）

令和 7 年 4 月 10 日（木）	募集要項等の公表	
5 月 1 日（木）	参加意向申出書の提出期限	
5 月 2 日（金）	参加資格審査結果の通知	
5 月 9 日（金）	質問受付期限	
5 月 19 日（月）	企画提案書の提出期限	
5 月 20 日（火）	書類審査	} 必要な場合のみ
5 月 23 日（金）	書類審査結果の通知	
5 月 30 日（金）	質疑応答・審査	
6 月 3 日（火）	審査結果の通知	
6 月中旬	契約手続き	

1 6. 提出書類の取り扱い

- ・提出書類の著作権は、応募者に帰属する。
- ・提出書類は応募者に返却しない。

17. 情報公開及び提供

市ホームページに公募情報および審査結果等を掲載する。また、提出された文書等については、四日市市情報公開条例第6条に示された方法で情報開示請求があった場合において、同条例第7条から第15条に基づいて開示を行う。

18. 問い合わせ

四日市市役所 政策推進部 広報マーケティング課
TEL:059-354-8244 FAX:059-354-3974
E-mail:kouhou@city.yokkaichi.mie.jp

19. その他

(1) 参加意向申出書(様式1)の提出以降に辞退する場合は、辞退届(様式11)を提出すること。

(2) 提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

②虚偽の記載をしたもの。

(3) プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った者又は不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案事業者が負うものとする。

(5) 提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等の一切の経費は、提案事業者の負担とする。